

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当該加算を受けるためには算定要件を満たしている必要があります。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・「処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ」を算定していること
- ・職場環境要件について、複数の取り組みを行っていること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

「見える」化要件とは、令和2年度からの算定要件で、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、株式会社 神戸介護ケアウイングにおける「介護職員等特定処遇改善加算」の算定状況を公表します。

□加算取得状況 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

- ・グループホームケアウイング六甲
- ・グループホームケアウイング弓の木
- ・デイサービスケアウイング六甲
- ・ケアウイング訪問介護ステーション

□賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

○資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ・その他（介護福祉士、介護支援専門員受験の学習支援）

○労働環境・処遇の改善

- ・子育てとの両立を目指すための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

○その他

- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換